

藤沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

藤沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように定める。

2015年(平成27年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び所在地等の公告)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公告するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び所在地

(2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされる者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長が任期を定めて消費生活相談員を任用する場合において、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果、適当であると認められるときは、同一の者を再度任用することは、妨げない。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 市長は、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、消費者安全法が改正され、消費者安全の確保に関し事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じる等のための施設又は機関を設置する市町村は、当該施設又は機関の組織及び運営等に関する事項について条例で定めるものとされたことに伴い、当該事項について、本市の条例において定める必要による。